

第4章

障害者に係る 施策の展開

障害者に係る施策の体系

目標 1 自立を支える基盤づくり

- 1 障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進……………39
 - ①障害者差別解消法に基づく取組 【重点施策1】
 - ②障害者虐待防止対策の実施 【重点施策1】
 - ③障害者の意思決定支援
 - ＜参考＞相談・支援体制の充実★
- 2 相談支援体制の充実……………40
 - ①身体障害者、知的障害者の援護の実施
 - ②身体・知的障害者相談員の設置
 - ③精神保健福祉相談（一般相談）
 - ④精神保健福祉手帳の申請受理
 - ⑤高次脳機能障害者の相談支援の充実
 - ⑥難病患者の相談支援の充実
 - ⑦発達障害者の相談支援の充実
 - ⑧障害児・者の介護者への相談支援の充実
- 3 関係機関のネットワーク構築……………42
 - ①個別支援会議の開催
 - ②精神保健福祉関係者連絡会等の開催
 - ③事業所連絡会の設置・運営

目標 2 自立を支えるサービスの充実

- 1 介護給付費・訓練等給付費の利用支援……………43
 - ①障害者総合支援法の制度の周知と利用支援
 - ②審査会の設置と認定調査の実施
 - ③障害福祉サービスへの苦情対応
 - ④事業所・サービス提供者の育成
 - ⑤サービス事業所への指導検査体制の整備
 - ⑥福祉サービス第三者評価受審支援
 - ＜参考＞福祉サービス苦情相談窓口の運営★
 - 利用者の立場に立ったサービスの推進★
- 2 介護給付費（訪問系サービス）の支給……………45
 - ①居宅介護
 - ②重度訪問介護

- ③同行援護
- ④行動援護
- ⑤重度障害者等包括支援

3 介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス）の支給……………46

- ①生活介護 【重点施策2】
- ②自立訓練 【重点施策2】
- ③就労移行支援 【重点施策2】
- ④就労継続支援 【重点施策2】
- ⑤就労定着支援 【重点施策3】
- ⑥療養介護
- ⑦短期入所 【重点施策2】

4 介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス）の支給……………48

- ①共同生活援助（グループホーム） 【重点施策2】
- ②施設入所支援
- ③自立生活援助

5 相談支援給付費の支給……………49

- ①計画相談支援
- ②地域移行支援
- ③地域定着支援

6 児童福祉法に基づく給付費の支給……………50

- ①児童発達支援
- ②医療型児童発達支援
- ③放課後等デイサービス
- ④保育所等訪問支援
- ⑤居宅訪問型児童発達支援
- ⑥障害児相談支援

7 地域生活支援事業の実施……………51

- ①理解促進研修・啓発事業 【重点施策1】
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業の実施 【重点施策2】
- ④基幹相談支援センターの設置 【重点施策2】
- ⑤地域自立支援協議会の設置・運営
- ⑥基幹相談支援センター等機能強化事業 【重点施策2】
- ⑦住宅入居等支援事業
- ⑧成年後見制度利用支援事業 【重点施策1】

- ⑨成年後見制度法人後見支援事業
- ⑩コミュニケーション支援事業
- ⑪日常生活用具給付等事業
- ⑫移動支援事業
- ⑬地域活動支援センター事業 【重点施策2】
- ⑭訪問入浴サービス事業
- ⑮就職支度金給付事業
- ⑯日中一時支援事業
- ⑰自動車運転免許取得費の助成事業
- ⑱自動車改造費の助成事業
- ⑲住宅設備改善費の給付

8 在宅障害者支援事業の実施.....57

- ①重度脳性麻痺者介護事業
- ②福祉タクシー事業
- ③ガソリン費助成事業
- ④電話料助成事業
- ⑤寝具乾燥等事業
- ⑥家具転倒防止器具取付事業
- ⑦おむつ支給事業
- ⑧緊急通報システム事業
- ⑨火災安全システム事業
- ⑩食事サービス事業
- ⑪身体障害者補助犬の貸与事業
- ⑫都営交通無料乗車券の発行
- ⑬中等度難聴児発達支援事業

9 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施.....60

- ①自立支援医療（更生医療）給付費の給付
- ②自立支援医療（育成医療）給付費の給付
- ③自立支援医療（精神通院）医療費助成の申請受理
- ④心身障害者（児）医療費助成
- ⑤難病等医療費助成の申請受理
- ⑥小児精神障害者入院医療費助成の申請受理
- ⑦補装具費の給付
- ⑧障害者の歯科診療の実施

10 手当等の支給.....62

- ①心身障害児福祉手当
- ②心身障害者福祉手当

- ③難病患者福祉手当
- ④原爆被爆者見舞金

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

- 1 保育・療育・教育の充実……………64
 - ①発達障害の早期発見と支援
 - ②障害のある児童の保育
 - ③障害のある児童の療育事業
 - ④障害のある児童の学童保育
 - ⑤就学相談の充実
 - ⑥特別支援教育の推進
 - ⑦都立特別支援学校との連携強化
 - ⑧障害のある子どもの支援体制の構築
- 2 就労の支援……………67
 - ①障害者就労支援事業の充実 【重点施策3】
 - ②市役所内実習、職場体験実習 【重点施策3】
 - ③福祉就労から一般就労への移行促進 【重点施策3】
 - ④障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 【重点施策3】
 - ⑤障害者就労施設への支援 【重点施策3】
 - ⑥市内事業者における雇用の促進 【重点施策3】
- 3 生涯学習と社会参加の支援……………69
 - ①学習機会の保障
 - ②障害者青年教室の開催
 - ③障害者向け図書館サービス
 - ④スポーツ・レクリエーション活動の充実

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

- 1 障害者理解の推進……………71
 - ①障害者週間の周知及び取組 【重点施策1】
 - ②障害者理解のための啓発活動 【重点施策1】
 - ③精神保健福祉普及運動の推進
 - ④精神保健講演会の実施
 - ⑤学校における交流及び共同学習等

＜参考＞福祉教育の推進★

2 障害特性に配慮したバリアフリー化の推進.....73

- ①視覚障害者・聴覚障害者への情報提供の充実
- ②市主催事業等への手話通訳者の設置
- ③市公式ホームページにおける情報アクセシビリティの向上
- ④障害特性に応じた投票環境の整備
- ⑤パソコン講習会の実施

3 安全・安心なまちづくり.....75

- ①都営住宅建替え整備に関する要請
- ②ヘルプカードを活用した取組
- ③防犯・防災のための自助や共助の取組
- ④ボランティアの育成
- ＜参考＞災害時要配慮者対策の推進★
 - 安心と安全を守る環境づくりの推進★
 - 公共建築物および公園・道路などの公共施設の整備★
 - 移送サービスの整備★

※★印のある項目は、第五次東大和市地域福祉計画に掲載している項目で障害者施策に関連する項目です。

第4章 障害者に係る施策の展開

目標1 自立を支える基盤づくり

障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要なサービスが適切に受けられるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。また、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

1 障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進

障害の有無に分け隔てられることのない共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害者虐待防止対策に取り組めます。

《主な取組》

整理番号 項 目	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
1-1 障害者差別 解消法に基 づく取組 重点施策1 【修正】	平成28年4月に施行された障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする不当な差別的扱いを行わないとともに、障害者への合理的配慮を行います。また、障害のある方、市職員、民間事業者及び市民に対して法の周知に努めます。	当事者を講師として招いた研修会の実施やリーフレット配布等による周知活動を行った。 障害のある方の申し出に応じた対応や想定した準備等を各課が行った。	障害者差別解消法に基づく取組の実施	障害福祉課 各課
1-2 障害者虐待 防止対策の 実施 重点施策1 【継続】	障害者虐待防止センターで障害者虐待の通報に対する対応及び虐待防止のための周知・啓発を適切に行います。 また、東大和市高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議を通して関係機関の連携強化を図ります。	障害者虐待防止センターを設置し、通報受理を行い、迅速に対応することができた。 研修参加者のニーズに沿った研修会を実施し、参加者からも好評であった。	虐待防止対策の拡充	障害福祉課
1-3 障害者の意 思決定支援 【新規】	障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害のある方及び家族等に対する相談支援、権利擁護のための施策が適切に行われるよう努めます。 また、国が定めた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に沿った支援が行われるよう、事業者等への周知を図ります。	—	意思決定支援ガイドラインの周知	障害福祉課

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取組

取組項目	内 容
相談・支援体制の充実	①社会福祉協議会が実施している成年後見活用あんしん生活創造事業による、成年後見制度の利用相談を推進します。 ②社会福祉協議会が実施している地域権利擁護事業による、地域に暮らす困りごとのある方への支援を推進します。

2 相談支援体制の充実

身体障害者、知的障害者、精神障害者への相談支援体制を充実させるとともに、高次脳機能障害者や難病患者等への相談体制の整備、必要な施策の検討を進めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
2－1 身体障害者、知的障害者の援護の実施 【継続】	身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）を交付された方や家族の相談に応じ、障害のある方個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが利用できるよう支援します。	身体障害者の相談支援 1,375 件 知的障害者の相談支援 241 件	適切な援護の実施	障害福祉課
2－2 身体・知的障害者相談員の設置 【継続】	障害のある当事者、家族または支援者が相談員となり、身近な地域で、障害のある人の日常生活や各種サービス利用等の相談に応じます。	身体障害者相談員 4 人 相談件数 503 件 知的障害者相談員 3 人 相談件数 21 件	相談活動の充実	障害福祉課
2－3 精神保健福祉相談（一般相談） 【継続】	通院している在宅精神障害者及びその家族を対象に生活相談、医療相談、福祉相談、社会復帰施設の利用や助言、あっせんの相談を行います。 なお、未治療・治療中断等の医療に関する相談や、酒害・薬物問題、児童・思春期等の問題、対応困難事例への対応と、専門相談については、東京都多摩立川保健所と連携を図ります。	相談件数 683 件	適切な相談支援の実施	障害福祉課
2－4 精神保健福祉手帳の申請受理 【継続】	精神障害のため長期にわたり日常生活、社会生活に制限がある方が交付される手帳の申請受理、交付及び相談を行います。	申請受理件数 438 件	手帳交付を通じた相談の充実	障害福祉課

2-5 高次脳機能障害者の相談支援の充実 【継続】	事故や脳血管障害などにより脳が損傷を受けた結果、高次脳機能障害となり、生活に支障を来す場合があります。 東京都は、心身障害者福祉センターを高次脳機能障害者の支援拠点と定め、生活や就労などの相談・支援、区市町村や関係機関への助言・情報提供を行うとともに、地域の関係機関による支援のネットワークづくりを進めています。 市は、高次脳機能障害についての情報の提供を行うとともに、相談に適切に対応します。	相談件数 18件 東京都心身障害者福祉センターが開催した「平成28年度区市町村高次脳機能障害者相談支援研修会」及び「東京都北多摩西部医療圏高次脳機能障害支援普及事業圏域連絡会」に参加し、支援者のスキルアップに努めた。	相談支援の充実	障害福祉課
2-6 難病患者の相談支援の充実 【継続】	難病患者医療費助成の申請受理事務に際して、難病についての周辺相談に応じます。 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用に係る支援を行います。 在宅療養中の方については、保健所と連携して支援をします。	相談件数 4件	相談支援の充実	障害福祉課
2-7 発達障害者の相談支援の充実 【修正】	発達障害と思われる相談を受け、適切に情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害福祉サービスの利用につなげます。 また、発達障害者支援連絡会を通して、庁内関係機関と情報交換を行い、相談支援の充実を図ります。	相談件数 21件 庁内の関係機関の担当者を構成員とした「発達障害者支援連絡会」を2回開催し、本市における発達障害者支援の課題について検討した。	相談支援の充実	障害福祉課
2-8 障害児・者の介護者への相談支援の充実 【新規】	障害児・者を介護している方に対して、障害、介護、制度等についての情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援を行います。	(参考) 総合福祉センターは～とふるにおいてケアラー(介護者)支援事業を実施した。	相談支援の充実	障害福祉課

3 関係機関のネットワーク構築

障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズに応えるために、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療・教育関係者等のネットワークを重層的に構築することを目指します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
3-1 個別支援会議の開催 【継続】	困難ケースへの対応が必要な場合等、随時、関係機関に呼びかけて個別支援会議を開催します。	随時、個別支援会議を開催した。	関係機関の連携強化	障害福祉課
3-2 精神保健福祉関係者連絡会等の開催 【修正】	地域における精神障害者への支援のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場として、関係機関の連絡会議（精神保健福祉関係者連絡会）及び地域生活支援センター・市の二者会、保健所・地域生活支援センター・市の三者会を定期的に開催します。 また、地域自立支援協議会とも連携して精神障害者の支援を推進します。	・精神保健福祉関係者連絡会 6 回開催 ・二者会 12 回開催 ・三者会 12 回開催	連携の推進	障害福祉課
3-3 事業所連絡会の設置・運営 【修正】	障害福祉サービスが適切に提供されるよう、事業種別ごとの連絡会を設置し、サービスの質の向上を図ります。 また、連絡会で出された課題等を地域自立支援協議会につなげていきます。 現在、居宅系（東大和市訪問居宅事業者連絡会）、居住系（障害者グループホーム事業所連絡会）、相談支援（地域自立支援協議会相談部会）を定期的に実施しています。その他の事業については、随時実施します。	事業所連絡会を開催した。 ・居住系：6 回開催 ※相談支援事業所の連絡会は、地域自立支援協議会相談部会として実施した。 ※居宅系サービス事業所連絡会については、東大和市訪問居宅事業者連絡会（つつじネットワーク）に合流した。	障害福祉サービスの向上	障害福祉課

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画・障害児福祉計画に数値目標等を定めてサービスの充実に努めます。その他のサービスについても充実に努めます。

また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、経済的自立を支援します。

1 介護給付費・訓練等給付費の利用支援

介護給付費・訓練等給付費の給付を受けるために必要な障害支援区分の判定や認定調査を公正に行います。また、サービス提供事業所の運営が健全になされるよう、指導・助言及び支援を行います。

《主な取組》

整理番号 項 目	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
1-1 障害者総合支援法の制度の周知と利用支援 【継続】	障害のある人の日常生活を支える基本的な制度である障害者総合支援法について、障害のある人、家族及び事業者等に必要な情報の提供を行い、制度の周知と利用支援を行います。 制度の利用に際しては、障害のある人や家族からの相談に応じ、一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが利用できるよう支援します。	市報、ホームページ、障害福祉課の窓口で制度の周知に努めた。 サービス利用については、窓口で相談に応じるとともに、指定相談支援事業所等と連携を図ってサービス利用の支援を行った。	継続	障害福祉課
1-2 審査会の設置と認定調査の実施 【継続】	障害者総合支援法の規定に基づき、障害支援区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う障害支援区分判定審査会を設置し、審査判定業務を行います。 判定の根拠となる障害支援区分の認定調査については、専門研修を修了した市職員が行います。	審査会委員数 12 人 開催回数 12 回 審査件数 113 件	継続	障害福祉課
1-3 障害福祉サービスへの苦情対応 【継続】	事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、地域福祉権利擁護事業や東京都に設置されている福祉サービス運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。	サービスへの苦情について随時対応しました。	継続	障害福祉課
1-4 事業所・サービス提供者の育成 【新規】	障害福祉サービス等の利用者が安心してサービスを利用できるよう、事業者からの事業開始等の相談に応じるとともに、障害福祉サービス等の提供者の育成を図ります。	—	事業所やサービス提供者の育成	障害福祉課

1－5 サービス事業所への指導検査体制の整備 【継続】	東京都が行う指導検査への立会等を通じて、事業者への指導を実施します。 東京都の支援策等を活用して、指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図ります。	東京都の指導検査への立会い 3回	指導検査体制の充実	福祉推進課
1－6 福祉サービス第三者評価受審支援 【修正】	日中活動系サービス、グループホーム及び短期入所事業所について、東京都の補助や加算を活用して受審を支援します。	受審事業所数 1か所	受審事業所の増	障害福祉課

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取組

取組項目	内 容
福祉サービス苦情相談窓口の運営	社会福祉協議会が設置している「あんしん東大和」により、福祉サービス利用に際しての苦情相談への対応を図ります。 また、弁護士等専門的見地から対応する第三者委員会により、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援に努めます。
利用者の立場に立ったサービスの推進	①福祉サービス第三者評価システムについて、広く普及に努め、利用者本位の福祉サービスの実現を推進します。 ②健全な運営による福祉サービスの提供を推進するため、社会福祉法人に対し指導検査を行います。

2 介護給付費（訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の支給

日常生活を支える訪問系サービスを適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
2－1 居宅介護 【継続】	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害支援区分1以上の方（障害児はこれに相当する状態）が対象となります。	実利用者数 153 人 利用時間 1,267 時間 (1 月当たり)	利用者数 175 人 利用時間 1,450 時間 (1 月当たり)	障害福祉課
2－2 重度訪問 介護 【継続】	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的にを行います。原則、障害支援区分4以上の方が対象となります。	実利用者数 14 人 利用時間 3,913 時間 (1 月当たり)	利用者数 18 人 利用時間 5,200 時間 (1 月当たり)	障害福祉課
2－3 同行援護 【継続】	視覚障害により、移動困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。	実利用者数 26 人 利用時間 442 時間 (1 月当たり)	利用者数 38 人 利用時間 560 時間 (1 月当たり)	障害福祉課
2－4 行動援護 【継続】	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害支援区分3以上で行動障害のある方が対象となります。	実利用者数 3 人 利用時間 19 時間 (1 月当たり)	利用者数 4 人 利用時間 40 時間 (1 月当たり)	障害福祉課
2－5 重度障害者 等包括支援 【継続】	常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害支援区分6で意思疎通が著しく困難である等の方が対象となります。	実利用者数 0 人 (1 月当たり)	利用者数 0 人	障害福祉課

3 介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）の支給

日常生活を支える日中活動系サービスを適切に支給します。また提供体制の確保に努めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
3-1 生活介護 重点施策2 【継続】	常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上（入所の場合は区分4以上）または50歳以上の区分2以上（入所の場合は区分3以上）の方が対象となります。	実利用者数 141 人 (内訳) 入所系 44 人 通所系 97 人	利用者数 169 人 (内訳) 入所系 43 人 通所系 126 人	障害福祉課
3-2 自立訓練 重点施策2 【継続】	○機能訓練…身体障害者を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。 ○生活訓練…知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数 9 人 (内訳) 機能訓練 0 人 生活訓練 9 人	利用者数 18 人 (内訳) 機能訓練 0 人 生活訓練 18 人	障害福祉課
3-3 就労移行支援 重点施策3 【継続】	一般就労を希望する方に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。	実利用者数 10 人	利用者数 20 人	障害福祉課
3-4 就労継続支援 重点施策2 【継続】	A型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 B型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	実利用者数 300 人 (内訳) A型 8 人 B型 292 人	利用者数 356 人 (内訳) A型 16 人 B型 340 人	障害福祉課
3-5 就労定着支援 重点施策3 【新規】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間（最長3年間）にわたり行います。	—	利用者数 9 人	障害福祉課

3－6 療養介護 【継続】	医療を必要とし、常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。	実利用者数 12 人	利用者数 13 人	障害福祉課
3－7 短期入所 重点施策2 【継続】	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	実利用者数 54 人 (内訳) 福祉型 37 人 医療型 17 人 利用日数 378 日 (1 月当たり) (内訳) 福祉型 240 日 医療型 138 日	利用者数 70 人 (内訳) 福祉型 49 人 医療型 21 人 利用日数 460 日 (1 月当たり) (内訳) 福祉型 280 日 医療型 180 日	障害福祉課

4 介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス：共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助）の支給

日常生活を支える居住系サービスを適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
4－1 共同生活援助（グループホーム） 重点施策2 【継続】	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	グループホーム 実利用者数 81 人 （内訳） 知的障害者 73 人 精神障害者 8 人	利用者数 109 人 （内訳） 知的障害者 96 人 精神障害者 13 人	障害福祉課
4－2 施設入所支援 【継続】	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。	実利用者数 46 人	利用者数 43 人	障害福祉課
4－3 自立生活援助 【新規】	施設等に入所していた方で一人暮らしを行う際に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	—	利用者数 2 人	障害福祉課

5 相談支援給付費の支給

障害のある人が適切に障害福祉サービスを利用できるよう、サービス利用計画案の作成等を行うための相談支援給付費（計画相談支援）を支給します。また、施設入所者等が円滑に地域移行できるよう、必要に応じて相談支援給付費（地域移行支援、地域定着支援）を支給します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
5－1 計画相談支援 【継続】	障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	実利用者数 96 人 (1 月当たり)	利用者数 115 人 (1 月当たり)	障害福祉課
5－2 地域移行支援 【継続】	施設入所者または精神科病院に入院している方が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。	実利用者数 0.3 人 (1 月当たり)	利用者数 2 人 (1 月当たり)	障害福祉課
5－3 地域定着支援 【継続】	居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。	実利用者数 0 人	利用者数 3 人 (1 月当たり)	障害福祉課

6 児童福祉法に基づく給付費の支給

障害児支援の強化を図るため、平成24年4月の法改正により、障害のある児童を対象とした施設や事業の根拠法令が児童福祉法に一本化されました。障害種別ごとに分かれていた施設は、通所・入所の利用形態別に一元化され、地域の障害のある児童やその家族の支援にも対応する児童発達支援等のサービスも創設されました。

通所や在宅のサービスについては、市が支給するとされたため、サービスを適切に支給するとともに、提供体制の確保に努めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
6-1 児童発達支援 【継続】	障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。	利用者数 24 人	利用者数 40 人 (1 月当たり)	障害福祉課
6-2 医療型児童発達支援 【継続】	医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。	利用者数 0 人	利用者数 0 人 (1 月当たり)	障害福祉課
6-3 放課後等デイサービス 【継続】	学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。	利用者数 76 人	利用者数 120 人 (1 月当たり)	障害福祉課
6-4 保育所等訪問支援 【継続】	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。	利用者数 0 人	利用者数 10 人 (1 月当たり)	障害福祉課
6-5 居宅訪問型児童発達支援 【新規】	外出が困難な重度の障害等の状態にある障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	—	利用者数 2 人 (1 月当たり)	障害福祉課
6-6 障害児相談支援 【継続】	障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	利用者数 23 人 (1 月当たり)	利用者数 34 人 (1 月当たり)	障害福祉課

7 地域生活支援事業の実施

障害のある人が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた「東大和市地域生活支援事業」を実施します。

法により必須とされている「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え、「訪問入浴サービス事業」「就職支度金給付事業」「日中一時支援事業」「自動車運転免許取得費助成事業」「自動車改造費助成事業」「住宅設備改善事業」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、障害者の地域生活での自立と社会参加を支援する上で両輪となるものです。市では、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスの実施を検討していきます。

《主な取組》

整理番号 項 目	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
7-1 理解促進研修・啓 発事業 重点施策 1 【継続】	○障害のある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。 ○市民を対象に障害者への理解を深めるための催し（障害者理解促進事業等）を実施します。また、障害者週間に合わせて、障害者理解・啓発のためのパネル展示等を行います。	障害者週間に合わせて、市役所ロビーでパネル展の実施や、肢体不自由に対する理解促進として、中央公民館ホールで子ども向けに障害者スポーツの体験やクイズ等を行った。 来場者 50 人	継続	障害福祉課
7-2 自発的活動支援事業 【修正】	○障害のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。 ○障害団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、総合福祉センターは～とふると連携して、市民に広く周知する支援を行います。	地域における自発的な取組について随時相談に応じるとともに、障害団体等が行う催しについて、市報や窓口で周知支援した。	継続	障害福祉課
7-3 相談支援事業の実施 重点施策 2	○福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。 ○対象者：障害のある人、障害のある児童の保護者または障害のある人の介護を行う方等	精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行った。 延利用者数 6,726 件 平成 28 年 10 月から総合福祉センターは～とふるが開設され、身体・知的障害者地域活	利用件数の増	障害福祉課

【継続】		動支援センターにおいて相談支援を行った。 延利用者数 1,424 件		
7-4 基幹相談支援センターの設置 重点施策2 【修正】	○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの設置について検討します。	未実施	設置	障害福祉課
7-5 地域自立支援協議会の設置・運営 【継続】	○地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として市が設置します。 ○構成メンバー：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等	委員数 15 人 全体会 4 回 生活部会 3 回 就労部会 3 回 相談部会 12 回 防災・防犯部会 3 回 その他、各部会においてセミナー等を実施した。	継続	障害福祉課
7-6 基幹相談支援センター等機能強化事業 重点施策2 【修正】	○専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。	精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行った。 延利用者数 6,726 件 平成 28 年 10 月から総合福祉センターは～とふるが開設され、身体・知的障害者地域活動支援センターにおいて相談支援を行った。 延利用者数 1,424 件	利用者数の増	障害福祉課
7-7 住宅入居等支援事業 【継続】	○不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。 ○対象者：民間賃貸住宅への入居を希望する障害のある人で保証人がいない等の理由により入居が困難な方	未検討	検討	障害福祉課

7-8 成年後見制度利用 支援事業 重点施策1 【継続】	○成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部または一部）を助成します。 ○対象者：知的障害者福祉法、精神保健福祉に基づく手続きを要する方	助成 1 件	助成 4 件 市長申立て以外の者への助成を検討。	障害福祉課
7-9 成年後見制度法人 後見支援事業 【継続】	○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。 ○市における法人後見のあり方等の検討を進めます。	・法人後見活動支援のための体制づくりのための予算要望を行った。 ・市と社会福祉協議会との間に連絡会を行った。 ・都の説明会に出席し、「成年後見制度利用促進法基本計画」に係る情報を収集した。	検討	障害福祉課 福祉推進課
7-10-1 コミュニケーション支援事業（手話通訳者等の派遣） 【継続】	○手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。 ○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人	派遣回数 手話通訳者 147 回 要約筆記者 4 回 実利用者数 手話通訳 21 人 要約筆記 2 団体	実利用者数 手話通訳 25 人 要約筆記 6 人	障害福祉課
7-10-2 コミュニケーション支援事業（点訳、音訳事業） 【修正】	○視覚障害のため情報取得に困難な障害のある人に対し、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・市議会だよりを希望者に配付します。その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。 ○対象者：視覚障害者	実利用者数 市報 22 人 声のこうみんかんだより 6 件	実利用者数 36 人	秘書広報課 中央公民館 議会事務局
7-10-3 コミュニケーション支援事業（手話通訳者設置事業） 【継続】	○公共施設等に手話通訳者を設置します。 ○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方 平成23年4月から、市役所庁舎内に設置しました。毎週金曜日の午前9時から午後5時まで。	利用件数 153 件 延利用者数 99 人	延利用者数（年間） 190 人	障害福祉課

7-10-4 コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業) 【継続】	一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。 平成25年度から手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を市の事業として実施しています。	手話講習会実施 修了者数 初級 39人 中級 21人 上級 22人 養成講座 受講者数 9人 認定審査合格者数 3人 手話通訳奉仕員 登録者数 12人	手話通訳奉仕員登録者数 16人	障害福祉課
7-11 日常生活用具給付等事業 【継続】	○障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。 ○対象者：東大和市障害者地域生活支援事業規則に定める障害のある人	給付件数 2,220件	給付件数 2,432件	障害福祉課
7-12 移動支援事業 【継続】	○屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。 ○対象者：屋外の単独移動が困難な知的障害者または精神障害者、視覚障害者(同行援護の対象者は除く)及び補装具費の支給対象となった車いすを利用する1級及び2級の身体障害者	実利用者数 194人 利用時間 1,583時間 (1月当たり)	利用者数 230人 利用時間数 1,750時間 (1月当たり)	障害福祉課
7-13 地域活動支援センター事業 重点施策2	基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。 また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。 精神障害者地域生活センターウエルカムにおいて精神障害者を対象に、総合福祉センターは〜とふるにおいて、身体障害者、知的障害者を対象に実施します。	I型 ○精神障害者地域生活支援センターにおいて、地域活動支援センター事業を実施した。 実利用者数 126人 延利用者数 6,015人 ○平成28年10月から総合福祉センターは〜とふるが開設され、身体・知的障害者地域活動支援センターにおいて、地域活動支援センター事業を実施した。 実利用者数 226人 延利用者数 1,456人	実利用者数 390人	障害福祉課

【修正】		Ⅱ型 みのり福祉園において、地域活動支援センター事業を実施した。 実施回数：150 回 契約者数：34 人 延利用者数：571 人 ※みのり福祉園は平成 28 年 9 月末をもって閉園し、地域活動支援センター事業の機能を、総合福祉センターは～とふるに移行した。		
7-14 訪問入浴サービス事業 【継続】	○入浴困難な在宅の重度障害者に対して、週 1 回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。 ○対象者：身体障害者手帳 1、2 級及び愛の手帳 1、2 度の入浴困難な在宅の障害のある人	実利用者数 19 人 利用回数 673 回	利用者数 23 人	障害福祉課
7-15 就職支度金給付事業 【継続】	○施設に入所または通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。 ○対象者：就労移行支援または就労継続支援を受けている方及び身体障害者福祉法に基づく措置で障害者施設等で更生訓練を受けている方	支給人数 0 人	給付者数 6 人	障害福祉課
7-16 日中一時支援事業 【継続】	○障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 ○対象者：学齢児以上の障害のある人	登録事業箇所数 10 箇所 実利用者数 36 人	実施箇所数 11 箇所 利用者数 52 人	障害福祉課
7-17 自動車運転免許取得費の助成事業 【継続】	○自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。 ○対象者：身体障害者手帳 3 級以上（内部障害 4 級以上、下肢、体幹障害 5 級以上）の方または愛の手帳所持者で適正試験に合格している方で所得制限内のもの	助成者数 0 人	助成者数 3 人	障害福祉課

7-18 自動車改造費の助成事業 【継続】	○自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 ○対象者：上肢、下肢、体幹に係る障害を有する身体障害者で、1級または2級の方	助成者数 2人	助成者数 3人	障害福祉課
7-19 住宅設備改善費の給付 【継続】	○重度の身体障害者が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。 ○対象者： ①中規模改修：学齢児以上65歳未満の下肢または体幹に係る障害が2級以上の方及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者 ②屋内移動設備設置：学齢児以上で、上肢、下肢または体幹に係る障害が1級以上の方で歩行ができない状態にあるもの及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者	給付件数 13件	給付件数 8件	障害福祉課

8 在宅障害者支援事業の実施

障害のある人が、地域で自分らしく豊かに生活することができるよう日常生活を支援します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
8-1 重度脳性麻痺者介護事業 【継続】	在宅の重度脳性麻痺者に対して、介護人が、家事援助、身体介護、移動支援などの援助を行います。	利用者数 7 人	継続	障害福祉課
8-2 福祉タクシー事業 【継続】	○市と契約した福祉タクシーを利用することができる利用券（500円）を、月5枚を単位として交付します。 ※ガソリン費助成との併給は不可。 ○対象者：上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた方	助成対象者数 989 人 助成枚数 39,926 枚	継続	障害福祉課
8-3 ガソリン費助成事業 【継続】	○日常生活のために所有する自動車等に給油をしたガソリン費の一部を助成します。 ※福祉タクシーとの併給は不可 ○対象者：上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた方で自動車を所有する方または、当該障害者のために使用する自動車の所有者で、障害者と生計を一にする方	助成対象者数 644 人	継続	障害福祉課
8-4 電話料助成事業 【継続】	○コミュニケーション及び緊急連絡を目的に電話料（基本料金と通話料300円まで）を助成します。 ○対象者：18歳以上で聴覚障害者または2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、外出困難な方	利用者数 貸与 6 人 助成 6 人	継続	障害福祉課
8-5 寝具乾燥等事業 【継続】	○乾燥は、原則1人につき月1回乾燥車により、水洗いは、原則1人につき年2回集配により実施します。 ○対象者：障害者単身世帯または障害者夫婦を含む世帯（子どもが成人している場合を除く）で、1級～3級（「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」を除く）の身体障害者手帳または1度～3度の愛の手帳の交付を受けている方で、寝具の自然乾燥が困難な方	乾燥 5 世帯 水洗 4 世帯	継続	障害福祉課

8-6 家具転倒防止 器具取付事業 【継続】	○家具転倒防止器具の取付をすることにより、障害者の生命・財産を地震災害から守ります。 ○対象者：2級以上の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方みの世帯	取付者数 4世帯	継続	障害福祉課
8-7 おむつ支給事業 【継続】	○紙おむつ（1か月当たり45枚以内）を支給します。尿とり用パットを希望する方には、1日当たり2枚以内で支給します。 ○対象者：2級以上の身体障害者手帳または2度以上の愛の手帳の交付を受けた方（3歳以上65歳未満）が、在宅で常時おむつを着用する必要がある場合	利用者数 46人	継続	障害福祉課
8-8 緊急通報システム事業 【継続】	○ひとり暮らし等の重度身体障害者等の緊急時における安全確保のため、緊急通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。 ○対象者：18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方、難病に罹患している18歳以上のひとり暮らし等の方	利用者数 1世帯	継続	障害福祉課
8-9 火災安全システム事業 【継続】	○ひとり暮らし等の重度身体障害者等の火災における緊急時の安全確保のため、火災安全システムを給付し、速やかな通報等を行います。 ○対象者：緊急通報システム利用者で18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方	利用者数 0世帯	継続	障害福祉課
8-10 食事サービス事業 【継続】	○年末年始を除く毎日の昼食を利用者の希望に応じて届けます。 ○対象者：2級以上の身体障害者手帳、愛の手帳及び2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯、若しくは上記の者と65歳以上の身体的、精神的機能低下等のある方で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯	利用者数 9人 配食数 790食	継続	障害福祉課
8-11 身体障害者補助犬の貸与事業 【継続】	都内におおむね1年以上居住している身体障害者で、世帯全体の所得課税額の月平均額が77,000円未満であり、社会活動への参加に効果があると東京都が認めた方に、補助犬を無償で給付します。 ○視覚障害（1級）…盲導犬 ○肢体不自由（1・2級）…介助犬 ○聴覚障害（2級）…聴導犬	進達者数 0人	継続	障害福祉課

8－12 都営交通無料乗 車券の発行 【継続】	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障 害者保健福祉手帳の交付を受けた方が、都 営交通を利用する際に無料で乗車できる無 料乗車券を発行します。	発行件数 身体・知的他 421 件 精神 72 件	継続	障害福祉課
8－13 中等度難聴児 発達支援事業 【新規】	身体障害者手帳の交付を受けることがで きない程度の聴力の18歳未満の方（中等 度難聴児）に、補聴器の購入又は修理に要 する費用を助成します。	—	継続	障害福祉課

9 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施

障害のある人に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療費や補装具費の給付等を行います。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
9-1 自立支援医療 (更生医療) 給 付費の給付 【継続】	障害の除去または軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療にかかる費用の一部を公費で負担します。	給付者数 60 人	継続	障害福祉課
9-2 自立支援医療 (育成医療) 給 付費の給付 【継続】	身体に障害のある児童が、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費等の一部を公費で負担します。	給付者数 12 件	継続	障害福祉課
9-3 自立支援医療 (精神通院) 医 療費助成の申請 受理 【継続】	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して通院医療費の一部を公費で負担します。	申請受理件数 2,036 件	継続	障害福祉課
9-4 心身障害者(児) 医療費助成 【継続】	2 級以上(ただし、内部障害は 3 級以上)の身体障害者手帳または 2 度以上の愛の手帳の交付を受けた方に医療保険の本人負担分を一部助成します。(65 歳以上の新規申請を除く。)	年度末受給者数 813 人	継続	障害福祉課
9-5 難病等医療費助 成の申請受理 【継続】	難病等医療費助成の対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定した方に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数 1,092 件	継続	障害福祉課
9-6 小児精神障害者 入院医療費助成 の申請受理 【継続】	精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする 18 歳未満の児童(入院治療を継続している場合のみ、20 歳の誕生日の末日まで)を対象に、入院医療費を助成します。	申請受理件数 1 件	継続	障害福祉課

9－7 補装具費の給付	身体障害者（児）の障害部位を補い、またはその代替をして身体障害者（児）の日常生活、職業活動等を容易にし、自立を図る補装具の購入と修理の費用を支給します。また、一部の種目について借受けを行います。 ○視覚障害者：盲人安全杖、眼鏡、義眼 ○聴覚障害者：補聴器 ○肢体不自由者：義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行補助杖、座位保持いす等 ○意思伝達困難な重度障害者：重度障害者用意思伝達装置	給付件数 成人 245 件 児童 76 件	継続	障害福祉課
【修正】				
9－8 障害者の歯科診療の実施	在宅医療サービスを充実させるため、歯科医師会と協力し、障害者等が身近な地域で歯科医療が受けられ、また、専門医療機関への紹介を行う歯科医療連携推進事業の定着を図ります。	歯科医療連携推進会議を実施した。 在宅訪問歯科診療を定着させるため、歯科医療連携事業のPRとして、「なんでも聞こう無料歯科相談」を実施した。 「健康のつどい」にてチラシ配布等により事業のPRを行った。	歯科医療連携事業の充実	健康課
【修正】				

10 手当等の支給

国及び東京都では、在宅の重度障害者への援護の一環として、次のような手当等を支給しています。

手当等名称	所管	対象者等及び手当等額
特別児童扶養手当	国	20歳未満の、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童を養育している方 重度：月額51,450円、中度：月額34,270円
障害児福祉手当	国	20歳未満で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳おおむね1度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童 月額14,580円
児童育成手当（障害）	都	20歳未満の、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童を養育している方 月額15,500円
特別障害者手当	国	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の方、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある方で常時介護を必要とする方 月額26,810円
心身障害者福祉手当	都	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。 月額15,500円
重度心身障害者手当	都	65歳未満で、重度の知的障害、重度の身体障害、重度の障害が重複する方で常時複雑な介護を必要とする方 月額60,000円
心身障害者扶養共済	国	加入資格：障害者の保護者（都内に住所があること、65歳未満であること、保険契約の対象となることができること） 障害者の範囲：①知的障害者、②身体障害者（1～3級）、精神または身体に永続的な障害を有し①②と障害の程度が同程度の方 年金月額：20,000円（口数追加加入者は40,000円）

市では、国・東京都制度の手当等とは別に、市制度の手当を次のとおり支給し、在宅生活を支援します。

また、被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。

《主な取組》

整理番号 項 目	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
10-1 心身障害児 福祉手当 【継続】	20歳未満の、身体障害者手帳1～4級程度、愛の手帳1～4度程度の障害のある児童を養育している方に手当を支給します。 月額6,100円	受給者数 229人	継続	障害福祉課
10-2 心身障害者 福祉手当 【継続】	20歳以上で、身体障害者手帳3～4級程度、愛の手帳4度程度の方に手当を支給します。 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。 月額6,100円	受給者数 673人	継続	障害福祉課
10-3 難病患者福 祉手当 【継続】	難病医療法による医療費助成を受けている方、東京都難病患者医療費助成を受けている方及び難病医療費助成の対象疾病にかかり小児慢性疾患医療費助成を受けている方に手当を支給します。 ※65歳以上の新規申請は除く。 月額5,100円	受給者数 367人	継続	障害福祉課
10-4 原爆被爆者 見舞金 【継続】	被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。 年額20,000円	受給者数 25人	継続	障害福祉課

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じてさまざまな課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。

また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

1 保育・療育・教育の充実

障害のある児童に対する保育・療育、特別支援教育及び学童保育の充実を図ります。また発達障害児・者の支援体制の構築に努めます。

一貫した支援を行うため、各関係機関の連携を図ります。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
1-1 発達障害の早期 発見と支援	母子保健法に基づく健康診査及び学校保健安全法に基づく就学時の健康診断に当たり、発達障害の早期の発見に努めます。 また、就学時健診に配布する「就学支援シート」により、就学に向けた引継ぎや教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。	各種乳幼児健診・相談事業を実施し発達障害の早期発見に努めた。 ・5歳児健康診査 実施回数 18 回 受診者数 614 人 ・フォロー体制を 充実するため発達 健診フォローグル ープの紹介をし た。 ・発達健診回数 35 回 受診児延数 164 人 ・健診後フォロー グループ紹介 1歳6か月健診後 41 人 3歳健診後 13 人	発達障害の早期発見と支援の拡充	健康課
【継続】		新1年生総数 738 名 就学支援シート 回収数 168 名 巡回指導員・巡回 相談員による相談 件数の総数 573 件	継続	教育指導課

1－2 障害のある児童の 保育 【継続】	全保育園で集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施します。	23 施設中 19 施設で集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施した。	継続	保育課
1－3 障害のある児童の 療育事業 【継続】	やまとあけぼの学園において、発達につまずきのある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練を実施します。	やまとあけぼの学園における障害児の療育を継続して実施した。 出席延児童数 2,762 人	継続	保育課
1－4 障害のある児童の 学童保育 【継続】	学童保育所において、障害のある児童の受け入れを実施します。 概ね愛の手帳3度もしくは4度、または身体障害者手帳5～7級の児童に対して保育を行います。	10 施設で 29 人を受け入れることができた。	継続	青少年課
1－5 就学相談の充実 【継続】	特別な教育的支援を必要とするすべての児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、発揮できるよう、自立と成長に必要な教育の場（専門性・環境）についての相談は、保護者と本人の意向を十分に尊重しつつ就学支援委員会での医学・教育学・心理学等専門的な所見をもとに総合的に判断し、適切な就学に向けた相談体制の充実を図ります。	就学支援委員会 22 回 相談者数 124 人	継続	教育指導課
1－6 特別支援教育の 推進 【修正】	特別支援教育の周知を深めるため、保護者・市民への理解・啓発を図ります。 また、通常学級における特別な教育的支援が必要な児童・生徒への校内支援のために、臨床心理士等の資格を持つ巡回指導員の活用や教員研修の充実を図ります。 特別支援教室・特別支援学級での指導における専門性向上のため専門研修を実施する等、特別支援教育の指導内容の充実を図ります。	教員向け研修の実施回数 15 回 市内小・中学校への巡回数 334 回 羽村特別支援学校・武蔵村山市教育委員会共催特別支援教育理解啓発講演会の実施 中央公民館 参加者数 103 人	継続	教育指導課
1－7 都立特別支援学校との連携強化 【継続】	都立特別支援学校に在学中の保護者や教師との懇談等を通して、就学期の障害のある児童の支援が適切に行われるよう努めます。また、高校卒業時には、進路に係る個別支援会議等を通して卒後の生活が円滑に送れるよう支援します。	懇談会及び個別支援会議へ出席した。	継続	障害福祉課

1－8 障害のある子どもの 支援体制の構築	障害（発達障害を含む）のある子どもの乳幼児期から学校卒業後の円滑かつ継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築をめざします。	乳幼児期から小学校就学へ向けた相談窓口の紹介や教育機関との連携を強化した。	相談・支援体制の構築の検討	健康課
		東大和市要保護児童対策地域協議会のもと、必要に応じて個別ケース検討会議を開催した。 また、障害（発達障害を含む）のある子どもの支援について、関係機関主催の会議に出席した。		子育て支援課
		発達障害者支援連絡会に参加し、庁内の関係機関の情報交換・連携を図った。		保育課
		発達障害者支援連絡会を年2回開催し、庁内の関係機関の情報交換・連携を図った。		障害福祉課
		・メンタルサポートスタッフ 派遣人数 13名 派遣回数 661回 ・発達障害者支援連絡会への出席		教育指導課
		【継続】		

2 就労の支援

障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
2-1 障害者就労支援事業の充実 重点施策3 【修正】	障害者の一般就労の機会を拡大するとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域で就労面・生活面の支援を一体的に行います。 また、市内企業及び障害者雇用が進んでいない企業を対象に障害者雇用を促進する働きかけを行います。	障害者就労生活支援センターにおいて支援を行った。 一般就労者 14 人（参考） 障害者就労生活支援センター登録者数 112 人	一般就労者 21 人	障害福祉課
2-2 市役所内実習、職場体験実習 重点施策3 【継続】	一般就労に向けて就労訓練の一環として市役所内で実習をする場を設けます。また、企業での職場体験実習が行えるよう市内・近隣の企業に協力を求めます。	・ 市内実習／実習回数 4 回／実習人数 16 人 ・ 職場体験実習事業／受入協力事業所数／8 か所／実習回数 1 回／実習人数 1 人	登録事業所の増 実習生の増	障害福祉課
2-3 福祉就労から一般就労への移行促進 重点施策3 【修正】	就労継続支援・就労移行支援事業者やさまざまな就労支援機関と連携し、福祉就労から一般就労への移行を促します。	障害者就労支援連絡会へ出席するとともに、他の就労支援機関と連携を図りながら支援を行った。 自立支援協議会就労部会で就労支援者向けセミナーを実施した。	福祉施設からの一般就労者 6 人	障害福祉課
2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 重点施策3 【継続】	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達を推進する。また、障害者就労推進・差別解消市内連絡会を通して市役所内の理解促進を図り、物品等の調達を推進するとともに、障害者の一般就労の促進を図ります。	障害者就労推進市内連絡会において各課に協力を要請した。 平成 28 年度実績 16,140,635 円（前年度比 3,160,275 円増） 589 件（前年度比件 177 件増）	調達物品等の増	障害福祉課各課

2－5 障害者就労施設への支援 重点施策3 【継続】	共同作業所連絡会の作品展示、作品販売のために市役所ロビーを提供します。 また、就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃アップのための取組を支援します。	市役所ロビー作品展(年6回開催) 作業所の受注品目を市役所各課に周知し、発注の協力を求めた。	作品展の実施 事業所の工賃アップ	障害福祉課
2－6 市内事業者における雇用の促進 重点施策3 【新規】	市内事業者による障害者雇用の促進を図るために、障害者就労生活支援センターの地域開拓促進事業による働きかけを行うとともに、商工会等を通して、事業者の障害者理解、障害者雇用の促進を図ります。	(参考) 自立支援協議会就労部会で事業者向けセミナーを実施(平成29年度)。	雇用の促進	障害福祉課

3 生涯学習と社会参加の支援

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を共生社会実現の契機としてとらえて、障害のある人の学習・スポーツ・レクリエーション等の機会を設けるとともにその社会参加を支援します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
3－1 学習機会の保障 【継続】	障害のある人の自発的な学習活動の支援を、その基本的な方針及び各種施策などを総合的に体系化した東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画のもとに進めます。	・プラネタリウム観覧料免除（障害者手帳所持者と介助者1名） 実績 871人（内 障害者 525人 介助者 346人） ・トレーニング室の利用料減額（障害者手帳所持者） 実績 485人 ・市民プールの利用料免除（障害者手帳所持者） 実績 324人 ・プール利用者の駐車場の利用許可（障害者手帳所持者が運転、または同乗した場合）	継続	社会教育課
3－2 障害者青年教室の開催 【継続】	障害のある人の学習機会を保障するために、障害者青年教室を定期的に開催します。	延参加者数 ・ビートクラブメンバー 442人 ・ボランティアスタッフ 158人	継続	中央公民館
3－3 障害者向け図書館サービス	通常の方法では図書館資料を利用できない方のために、対面朗読、録音・点字資料、大活字本等のサービスや、資料の宅配サービスを実施します。	・対面朗読の実施 0回 ・プライベート資料の作成 3タイトル ・録音資料の作成 図書（DAISY版） 13タイトル 雑誌（DAISY版） 12タイトル 雑誌（テープ版） 2タイトル 雑誌（音声CD版） 10タイトル	継続	中央図書館

【継続】		・点字資料の作成 2タイトル ・録音・点字図書 の貸出 録音図書・録音 雑誌 1,444タイトル 点字図書・点字 雑誌 40タイトル ・宅配サービスの 実施 延 25 回 ・視覚障害者用デ ジタル録音再生機 器の館内貸出 179 回		
3－4 スポーツ・レクリ エーション活動の 充実 【修正】	障害のある人が参加できるスポーツ教室やレクリエーションの機会の拡充を図るとともに、自主的なスポーツ・レクリエーション活動への相談・支援体制の充実に努めます。 ・ノーマライゼーション推進を目的のひとつとする「子どもと大人のあそび体験塾」を開催します。(青少年課) ・スポーツ推進委員協議会と連携し、障害のある人を対象とする事業を計画し、積極的に実施します。(社会教育課) ・社会教育課事業の中で障害のある人が参加できるスポーツを取り入るとともに、障害者スポーツの大会や体験教室を開催して、普及啓発を図ります。(社会教育課)	「子どもと大人のあそび体験塾」を平成 29 年 3 月 12 日に実施した。 ・ビートクラブレク大会 年 2 回 参加者数 延 60 人 ・ボッチャ体験会 年 3 回 参加者数 延 79 人 ・みんなでバドミントン in 東大和 (多摩障害者スポーツセンターと共催) 年 1 回 参加者数 48 人 ・ふれあい市民運動会の体験コーナーで車椅子バスケットボールやフライングディスク等障害のある人の参加できるスポーツを取り入れた。 ・車椅子バスケットボール大会及び小中学校での普及体験教室を開催した。(東京都車椅子バスケットボール連盟と連携)	事業拡充 事業拡充	青少年課 社会教育課

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるため各種啓発活動の推進、障害特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

1 障害者理解の推進

住民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障害者理解を促進し、障害のある人への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
1-1 障害者週間の周知 及び取組 重点施策1 【継続】	障害者週間の趣旨について市報等で周知するとともに、それに合わせて障害のある人や障害についての理解を深める取組を実施します。	障害者への理解を深めるための記事を市報や市公式ホームページに掲載するとともに、市役所ロビーにてパネル展示を実施した。	市役所ロビー展示の充実	障害福祉課
1-2 障害者理解のための啓発活動 重点施策1 【継続】	障害のある人や障害について理解を深めるためのリーフレットの発行や催しの開催に取り組みます。	障害者週間に合わせて障害者団体の協力を得て障害者理解促進事業を実施した。 平成28年12月17日実施 テーマ「車いす・ふしぎ発見！」	継続	障害福祉課
1-3 精神保健福祉普及運動の推進 【継続】	精神保健福祉普及運動について市報等で周知するとともに、それに合わせて精神障害者の福祉に関する理解促進の取組を実施します。	市報及び市公式ホームページで周知した。	継続	障害福祉課
1-4 精神保健講演会の実施 【継続】	市民の心の健康づくり、精神障害者への理解促進や協力体制の推進のため、当事者、家族、市民等を対象に講演会を実施します。	精神障害者地域生活支援センターで年1回実施しました。	継続	障害福祉課
1-5 学校における交流及び共同学習等 【新規】	小・中学校において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習等に取り組みます。	(参考) 特別支援学校の児童生徒との交流、特別支援学級の児童生徒との交流、障害のある人との交流	充実	教育指導課

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取組

取組項目	内 容
福祉教育の推進	障害者や高齢者に対する市民の相互理解・相互交流を深めるため、福祉施設等が行う各種行事への市民参加の機会の拡充に努めます。

2 障害特性に配慮したバリアフリー化の推進

視覚障害者や聴覚障害者に対する情報のバリアフリー化など、障害のある人の障害特性に配慮したバリアフリー化を推進します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
2-1 視覚障害者・聴覚障害者への情報提供の充実 【継続】	視覚障害者に対する文字情報のバリアフリー化を図るため、音声コード付きまたはデイジー方式によるパンフレットを、聴覚障害者向けに表現のわかりやすいパンフレットを作成します。	デイジー方式による障害者差別解消法職員対応マニュアルのCDを配布した。	継続	障害福祉課 各課
2-2 市主催事業等への手話通訳者の設置 【継続】	各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。	予算措置 16 課 予算執行 12 課 総設置時間 167 時間	総設置時間の増	各課
2-3 市公式ホームページにおける情報アクセシビリティの向上 【継続】	市公式ホームページで提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるよう情報アクセシビリティの向上を目指します。	平成 24 年度に設定した音声読み上げ機能を、市公式ホームページで引き続き提供した。	継続	秘書広報課
2-4 障害特性に応じた投票環境の整備 【修正】	障害のある人が円滑に投票することができるよう、障害特性に応じた投票環境の整備に努めます。	参議院議員選挙及び東京都知事選挙の執行時において次の支援を行った。 ①点字器及び投票用紙への記載を容易にするための用具（東大和市では「筆記用枠」）の用意 ②コミュニケーションボードの用意 ③スロープの設置 ④車椅子の配備 ⑤郵便等投票制度及び代理投票制度の活用 ⑥車椅子利用者の介助、場内誘導等の徹底 ⑦選挙のお知らせ等の音訳版の作成及び配布	障害特性に応じた投票環境の整備の拡充	選挙管理委員会事務局

2－5 パソコン講習会の開催 【新規】	障害のある人がパソコンをコミュニケーション手段として活用し、インターネット等を通じて情報取得や発信ができるよう、障害特性に応じたパソコン講習会を実施します。	(参考) 総合福祉センターは～とふるにおいてパソコン講習会を実施した。	継続	障害福祉課
-------------------------------	--	--	----	-------

3 安全・安心なまちづくり

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるように、障害に配慮したまちづくりを推進するとともに、防犯・防災対策を推進します。また、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

《主な取組》

整理番号 項 目	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
3-1 都営住宅建替え整備に関する要請 【継続】	都営住宅の建替えに際し、すべての人に配慮した住宅整備を要請します。	未実施	継続	都市計画課
3-2 ヘルプカードを活用した取組 【継続】	平成26年7月から配布を開始したヘルプカードを広く周知、活用することにより、障害のある人が安心して生活できるまちづくりを推進します。	関係機関や商店街等に対し、作業所と連携して普及講習会を実施した。 実施回数 5回 登録者数 1,018人	ヘルプカードの周知・拡大	障害福祉課
3-3 防犯・防災のための自助や共助の取組 【新規】	地域自立支援協議会防災・防犯部会において地域での障害者の見守りや災害時の障害者支援の取組を、警察署や消防署、地域の団体等と連携して実施します。	(参考) ・警察署との懇談会実施 ・立川防災館見学	継続	障害福祉課
3-4 ボランティアの育成 【新規】	総合福祉センターは～とふるの地域活動支援センターにおいて、障害者理解・ボランティア育成のための講座等を実施します。	—	ボランティアの育成	障害福祉課

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取組

取組項目	内 容
災害時要配慮者対策の推進	①災害時における高齢者や障害者などの安全を確保するため、地域防災計画に基づき、災害時要配慮者対策を推進します。 ②避難行動要支援者名簿を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、高齢者ほっと支援センターなどの関係機関に提供し、情報の共有化を図るとともに、災害時における支援体制づくりに努めます。
安心と安全を守る環境づくりの推進	①悪質商法や訪問販売による契約トラブル、電話を使った振り込め詐欺などの啓発や情報を提供し、消費者被害の未然防止に努めていきます。 ②地域の犯罪情報や身近な事件の情報を提供し、地域の防犯意識や犯罪から身を守るための啓発活動に努めます。 ③災害や防災に関する情報提供や啓発活動を行い、地域の防災対策の推進に努めます。

公共建築物及び公園・道路などの 公共施設の整備	①公共施設等の整備について、福祉のまちづくりの促進に努めます。 ②歩道の段差改良などのバリアフリー化を進めます。 ③ベンチなどの休憩施設が設置可能なバス停留所付近については、バス事業者への働きかけを行い、高齢者や障害者などが安心して公共交通機関を利用できるよう努めます。 ④誰もが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。
移送サービスの整備	①NPO法人などが移動制約者のために有償で移送サービスを行うため、申請の相談など、団体の支援に努めます。 ②活動団体に情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し運営の支援に努めます。